

仕様書

公益財団法人東京観光財団

1. 件名

平成 30 年度「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」に係る観光ガイドパンフレット等制作業務委託

2. 目的・事業概要

東京都では、2020 年と更にその先を見据え、東京を訪れた外国人個人旅行者（以下、「訪都外国人個人旅行者」という。）が東北地域、北陸地域、中国地域・四国地域、九州地域を訪れるよう、東京都と地方自治体双方の強みを生かした東京を起点とする観光ルートを設定し、新たな魅力を国内外に広く発信することで、東京と連携先地域双方への外国人旅行者誘致促進を図っている。

「東京と各地域の連携による外国人旅行者誘致事業」（以下、「地域連携事業」という。）において、平成 30 年度に設定した主要観光地と観光ルートの認知向上、東京と各地域の観光スポット情報の発信、Web サイト TOHOKU×TOKYO、CHUGOKU+SHIKOKU×TOKYO、KYUSHU×TOKYO、HOKURIKU×TOKYO（今年度新規開設予定）（以下、「Web サイト」という。）への更なる誘引を図るため、パンフレット等を制作する。

3. 履行期限

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

4. 全体運営

(1) 実施コンセプト

東京都は、世界の旅行者に選ばれる旅行地としての「東京ブランド」の確立に向けて、別紙 1「東京のブランディング戦略（概要）」の通り、ブランドコンセプトを定め、「東京のブランディング戦略」を策定した。

本パンフレットの作成業務においても、これに基づき「良質・こだわり志向層」、「今どきライフスタイル追求層」を特に意識し、かつ「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街。」をコンセプトとして実施にあたること。また、Web サイトを参考にすること。

※「東京のブランディング戦略」については、下記を参照すること。

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2015/03/70p3v200.htm>

※TOHOKU×TOKYO サイトについては、下記を参照すること。

<http://www.tohokuandtokyo.org/>

※CHUGOKU+SHIKOKU×TOKYO サイトについては、下記を参照すること。

<http://www.chushikokuandtokyo.org/>

※KYUSHU×TOKYO サイトについては、下記を参照すること。

<http://www.kyushuandtokyo.org/>

※HOKURIKU×TOKYO サイトについては、北陸3県と新潟県の計4県について掲載する。サイト公開前につき、公開予定の情報については別紙2「スポット一覧」参照し提案すること。コンテンツの様相については上記3サイトを参照すること。

(2) 実施体制

本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。体制人員に翻訳検定保有者がいる場合は明記すること。

(3) 過去の実績

本事業は多言語への翻訳業務のクオリティ担保のため、委託事業者は過去5年以内に9言語以上の翻訳業務を伴うパンフレットやカタログ、また同等の制作業務経験を有する者とする。過去事例については最大3事例を翻訳言語と合わせて記載しても構わない。

(4) 進捗状況の管理

パンフレット制作、校正、印刷、納品等、全体スケジュールを策定し提出すること。また履行に当たり、進捗状況を綿密に報告し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」という。）とよく協議、調整をしながら業務を進行すること。

5. 委託概要

- (1) パンフレットの制作
- (2) 印刷、発送業務

6. 委託内容

(1) 企画・編集等

- ア. パンフレットは、中国語（繁体字）、中国語（簡体字）、英語、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、イタリア語の9言語で企画・編集・制作すること。なお、原稿の確認は日本語で行う。
- イ. 企画・編集にあたっては、昨年制作したパンフレット（以下、既存パンフレット）へ新規開設する北陸地域ページの追加を前提に提案すること。提案では「地域連携事業」において平成30年度に設定した主要観光地と観光ルートの認知向上、東京と各地域の観光スポット情報の発信、Web サイトへの更なる誘引を図るデザイン・レイアウトとしトーン&マナーは既存パンフレットに合わせることを。（別紙3「平成29年度制作パンフレットデータ」（以下、既存パンフレットデータ）参照）
- ウ. 北陸地域追加に伴う変更はTCVBと協議の上進めること。北陸地域以外のページについては既存パンフレットから大きく変更しない想定であるが、万が一変更・修正が生じた場合は対応すること。
- エ. 各観光ルートやスポット情報については、Web サイトに掲載されている内容を転載しても構わない。その場合、日本語での原稿確認は不要とする。
- オ. 英語以外の他言語への翻訳は英語を基にして翻訳を行うこと。提案時には北陸地域の設定ルート（以下、北陸ルート）の紹介を英文にて提出すること。

カ. 制作にあたっては、別紙4「印刷物作成仕様書」に従うこと。

(2) 制作

ア. デザイン、レイアウト等

- (ア) 翻訳原稿をレイアウトに反映させるにあたり適宜イラストや写真のサイズ、配置を工夫し、余白や全体のバランスを整えること。
- (イ) 全体を通じて整合性をとること。また、大文字・小文字等の表記も含めて、用語（特に固有名詞）の統一をはかること。
- (ウ) 各地域と東京の観光スポットの魅力が外国人旅行者に伝わるような表紙のデザイン及びレイアウトを提案すること。なお、表紙デザインは全言語同一デザイン、レイアウトとすること。但し、表紙に記載するパンフレットタイトルは各言語で記載した上で、各言語を識別できるデザインとすること。
- (エ) タイトルは“**One more step from TOKYO**”とすること。
- (オ) その他、変更の必要等が生じた場合には、TCVB と協議、調整を行うこと。

イ. 台割（構成）・原稿作成

- (ア) 別紙3 既存パンフレットデータをベースに台割（構成）及び原稿を Web サイトに掲載されている観光ルートにある情報等を提供できるように提案・作成すること。提案・作成にあたっては、台割（構成）及び構成要素・変更箇所一覧の案を作成し、随時内容について TCVB と協議した上で、承認を得ること。
- (イ) 目次部分に関しては、既存パンフレットの категория に新設する北陸の各県テーマをカテゴライズしてもよいが、よりよい案がある場合は提案すること。なお各自治体のテーマについては別紙3 既存パンフレットデータを参考に提案すること。
- (ウ) 原稿は日本語で作成し、TCVB の承認を得ること。
- (エ) 承認を得た日本語の原稿について、各言語に翻訳すること。なお、翻訳は全て受託者の責任において行い、ネイティブチェックを行うこと。
 - 表記の統一を図るとともに、対象国の利用者に向けた適切な表現となるよう、ネイティブ及び日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和、表現等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。
 - 機械翻訳は不可とし、文字化けやレイアウト崩れなどの不具合についてもチェックすること。
 - 固有名詞の表現等については、本契約締結後、TCVB の指示に従うこと。
 - 翻訳結果に対して問題があると TCVB が判断した場合は、再翻訳等の変更を指示することがある。
- (オ) 原稿の作成にあたっては、全てのページについて、掲載事項（エリア、施設、イベント、項目、URL 等）に関連する情報及び写真を収集した上

で、最新かつ最適な文章の提案を行うこと。

- (カ) 原則、写真の入手は受託者が行い写真入手にかかる費用も本見積もりに含めること。ただし、各ルートページの写真は提供可能なものもあるが、各ページ最低2点程度の写真入手を想定し、既存パンフレットデータ費用50万円程度も含め見積もりすること。
- (キ) 原稿の作成にあたっては、各施設に掲載内容（施設名称・営業時間・URL・入館料・一時的休館情報など）の情報確認を行った上で行うこと。
- (ク) 掲載する内容（原稿、写真、イラスト、地図等）及び本パンフレットは、東京の観光に資することを目的として、「デジタルパンフレットギャラリー」（<http://www.gotokyo.org/book/?la=en>）等に掲載する場合がある。掲載施設等への許可申請及び写真入手の際には、これを前提に予め許可を得ておくこと。

ウ. 校正

- (ア) TCVB への校正原稿の提出は、原則3回（うち色校正1回）とする。
- (イ) 色校正は本紙校正によって、各言語最低1回行うこと。
- (ウ) 原稿の校正を綿密に行うこと。特に名称、電話番号、所在地、マップ等、事実関係については、より厳密な校正を行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

エ. 紙質

- (ア) 印刷にじみがなく、汚れや水への耐久性がありハンディガイドとして適切な紙質または加工方法を提案すること。
- (イ) 表紙・裏表紙は光沢がある紙質または加工であると望ましい。提案時は紙質をみるために紙のサンプルを持参することが望ましいが、必須ではない。
- (ウ) 紙質の提案時は、別紙4「印刷物作成仕様書」の仕様に従うこと。

(3)印刷

ア. 部数

別紙4「印刷物作成仕様書」の内容に基づき、中国語（簡体字）5,100部、中国語（繁体字）4,100部、英語27,100部、タイ語1,100部、フランス語2,100部、スペイン語3,100部、ドイツ語3,100部、韓国語3,100部、イタリア語2,100部を印刷すること。

イ. サイズ

訪都外国人個人旅行者が手に取りやすく、東京と地方を周遊するのに適したサイズを提案すること。A5サイズを想定するが、その他の提案に関しては妨げない。

ウ. ページ数

両面カラー印刷。既存パンフレットをベースに全ての情報を網羅できる最適なページ数を提案すること。

エ. 環境配慮

別紙4「印刷物作成仕様書」における注意事項欄を遵守し、委託完了届提出時に、証明書を併せて提出すること。

(4)納品

下記の通り、TCVBの指示に従い確実に納品すること。

ア. 納品期限

国内：平成30年12月末までに納品を完了すること。

海外：平成30年12月末までに発送を完了し、1月末頃までに到着を確認し、報告すること。

イ. 納品場所

(ア) 各ウェブサイトのRecommended scenic Routeの観光スポットの施設を中心に都内50施設程度（その他主要なホテル、東京観光情報センター5か所を含んでも良い）。納品先へは、受託者から連絡し許可を取ること。

(イ) 下記の表に基づき東京観光レップ等へ海外発送を行うこと。海外発送に伴う関税を含む費用については受託者が負担すること。発送先は受託者決定後通知する。

都市/言語	英語	中(簡)	中(繁)	タイ	韓国	フランス	スペイン	ドイツ	イタリア
ニューヨーク	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
ロサンゼルス	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
サンフランシスコ	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
シドニー	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
トロント	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
ロンドン	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
北京	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0
ソウル	0	0	0	0	2,000				0
パリ	0	0	0	0	0	2,000	0	0	0
マドリッド	0	0	0	0	0	0	2,000	0	0
ミュンヘン	0	0	0	0	0	0	0	2,000	0
ミラノ	0	0	0	0	0	0	0	0	2,000
都内50施設	10,000	2,000	2,000	0	0	0	0	0	0
TCVB倉庫	5,000	1,000	2,000	1,000	1,000	0	1,000	1,000	0
TCVBオフィス	100	100	100	100	100	100	100	100	100
合計	27,100	5,100	4,100	1,100	3,100	2,100	3,100	3,100	2,100

(ウ) (ア)(イ)の残りは、TCVBオフィスへ納品すること

ウ. 納品形式

(ア) 現物パンフレット

100 部ごとに包装紙で梱包し、200 部ごとに箱詰めすること。箱と包装紙に、リーフレットの名称、言語、部数が分かるようにシールを貼り、適切に梱包のうえ納品すること。

(イ) パンフレットデータ

最終入稿データを以下の仕様で CD-ROM 又は DVD により 1 部納品すること。

A) 業務印刷向けトンボ付き pdf データ

B) 一般印刷向け仕上り pdf データ (トンボなし)

C) 編集可能なデータ (AdobeInDesign、AdobeIllustrator 等)

(ウ) その他

納品については、納品先からの受領書又は配送業者の配送完了を示す資料等の納入を証明する書類を、納品期日までに提出すること。

7. 契約代金の支払い

受託者は前述 6(4)納品に際し、別紙 5「委託完了届」及び、環境配慮に関する証明書 6(3)エ をもって TCVB の検査を受け、この後請求書を発行すること。TCVB は適法な請求書の受領から一ヶ月以内に受託者へ契約代金を支払うこととする。

8. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書により TCVB と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、翻訳業務、印刷業務等については、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により TCVB に報告するものとする。

9. 作成物に関する権利の帰属

- (1) 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、全て TCVB に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)～(4)の規定は、6により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

10. 委託事項の遵守・守秘義務

(1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

11. 個人情報の保護

別紙6「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

12. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度 TCVB と別途協議の上処理すること。